2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展会場設営等業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

2027 年国際園芸博覧会に出展し、川口市の植木・花き等の緑化産業を中心とした、鋳物等のものづくり産業や地域の技術・文化の魅力を効果的に表現するとともに、国内外から訪れる来場者に川口市への興味・関心を促し、緑化産業の振興ならびに本市の魅力発信、誘客につなげる。

本業務委託に関し、企画力、デザイン力、施工能力等を有する事業者から幅広く提案を募り、優れた提案を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名 2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展会場設営等業務委託
（2）履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 29 日まで
（3）業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル

4 見積限度額 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項目	日程	備考
①プロポーザル実施 HP 公表	11 月 2 日（月）	HP に各書式掲載
②質問受付	11 月 13 日（金）17 時迄	
③質問回答	受付後随時	メールにて回答
④参加申込書提出期限	11 月 18 日（水）17 時迄	持参又は郵送（必着）
⑤提案書・見積書類提出期限	11 月 25 日（水）17 時迄	持参又は郵送（必着）
⑥結果通知	11 月 30 日（月）以降	

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

（1）令和８年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
（2）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（3）川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
（4）川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされて

いないこと。
（６）会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
（７）同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
（８）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は下記の書類を提出してください。
（１） 提出書類 参加申込書
（２） 提出方法 持参又は郵送
（３） 締切日 令和 8 年 11 月 18 日（水）17 時（時間厳守、郵送の場合必着）
（４） 提出先 〒334-0058 川口市安行領家 844-2
川口緑化センター　事業課

8 参加資格の確認通知

（１） 通知期限 令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時までに、参加の可否を通知します。
（２） 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知します。

9 質問受付及び回答

（１） 質問方法 下記メールアドレスへメールで送付
（２） 送付先 jurian@jurian.or.jp
（３） 受付期間 令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時迄
（４） 回答方法 参加申込書に記載された全参加者のアドレスへメールにて回答

１０ 企画提案書の提出

参加資格を有することが認められたものは下記の書類を提出してください。
（１） 提出書類
・提案書
・見積書※内訳も明記すること。
・企業団体概要

提出物内容
1 提案書
提示した別紙「仕様書」及び「別紙(１)会場設営業務」並びに「別紙(２)映像制作業務」を基に、次の事項について提案すること。

ア　会場設営業務

・ 提示した展示デザインを実現するための施工方法及び制作方法
・ 壁面、什器、看板等の構造及び仕様素材
・ 設営及び撤去の方法
・ 条件を踏まえた施工上の工夫等

イ　映像制作業務

・ プロモーション動画の構成及び制作方針

ウ　その他

・ 本業務の実施にあたり、提示した展示デザインの実現性、施工性及び展示効果を高めるための提案があれば記載すること

2 見積書

見積額の上限は 4,500,000 円（税込）とする。

3 企業団体概要

人員体制、業務実績等が分かる資料

（2） 提出方法 持参又は郵送
（3） 締切日 令和 8 年 11 月 25 日（水）17 時（時間厳守、郵送の場合必着）
（4） 提出先 〒334-0058 川口市安行領家 844-2
川口緑化センター　事業課

1 1 選定

（1）実施方法

ア 別添「2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展業務会場設営等業務委託審査基準表」基づき、提案書による書面審査とします。
イ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
ウ 評価点の合計が同点の場合は、発注者が協議の上、順位を決定します。
エ 提案内容について質問が出た際は、必要に応じ電話・メールにてヒアリングさせていただきます。

（2）次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
ウ 選定の公平性を害する行為があったと発注者が認めた者
エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

１２ 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、書面により通知します。なお、結果についての異議の申し立ては一切受け付けません。

１３ 提出された書類について

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。

（３）提出後の訂正、差替えは、川口緑化センターから指示があった場合を除き認めません。

１４ 契約条件

（１）契約の際に、優先交渉権者と企画内容の詳細を別途協議・調整の上、企画提案書及び見積書の内容等について、変更を行う場合があります。

（２）委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとします。

（３）その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

１５ その他

（１）このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口緑化センターに請求することはできません。

（２）参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

（３）提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口緑化センターが無償で使用できるものとします。

（４）選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

１６ 問合せ先

川口緑化センター　事業課
電　話：048-296-4021
ＦＡＸ：048-295-0004
メールアドレス：jurian@jurian.or.jp